①都道府県	②市町村名	Ⅰ　準要保護の認定について 準要保護の認定にあたり、平成３０年１０月時点において、生活保護基準を参照して判定する基準（率）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、その他、生活保護基準を参照しているものも。		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について																								Ⅲ　自由記述欄
				１、準要保護の認定基準への反映について				２、生活保護基準見直しの影響への対応予定														３、生活保護基準見直しの影響を受ける人数について					
				（１）平成３０年１０月以降、見直し後の生活保護基準を、今年度の準要保護の認定基準として反映させるか。		（２）参照している生活保護基準の時点		（１）　平成３０年１０月以降、生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合、何らかの対応を行う予定か。			（２）（１）で「①対応予定あり」と回答した場合、具体的な内容（複数回答可）					（３）（２）「⑤その他」の内容 ※既認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には、その内容を記載。	（４）（１）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、その理由（複数回答可）			（５）（４）「①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「③その他」の具体的な内容	（１）２、（１）で「①生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。		（２）①把握している場合、平成３０年９月までは援助対象だったが、平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により、平成３０年１０月以降、援助対象外となる者であり、明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。	（３）３、（１）で「②把握していない」と回答した場合、把握できない理由	
		①用いている	②用いていない ※「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で決定となった年は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他			①把握している	②把握していない		
		→Ⅱへ	→Ⅱへ	→２（１）へ	→１（２）へ	→Ⅱへ		→２（２）へ	→Ⅱへ	→２（４）へ	→Ⅱへ	→Ⅱへ	→Ⅱへ	→Ⅱへ	→２（３）へ	→Ⅱへ	→２（５）へ	→３（１）へ	→２（５）へ	→３（１）へ	→３（１）へ	→３（２）へ	→３（３）へ	→Ⅱへ	→Ⅱへ	
44	44	52	12	2	30	30	30	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
茨城県	水戸市	○			○		30	4																		
茨城県	日立市	○		○				○							○	既認定者については、基準額が変更されても年度末まで認定を継続する。										
茨城県	土浦市		○																							
茨城県	古河市	○			○		25	4																		
茨城県	石岡市	○			○		24	12																		
茨城県	結城市		○																							
茨城県	龍ケ崎市	○			○		30	4																		
茨城県	下妻市		○																							
茨城県	常総市	○			○		29	4																		
茨城県	常陸太田市	○			○		24	12																		
茨城県	高萩市		○																							
茨城県	北茨城市		○																							
茨城県	笠間市	○			○		26	3																		
茨城県	取手市	○			○		25	8																		
茨城県	牛久市	○			○		25	8																		
茨城県	つくば市	○			○		25	8																		
茨城県	ひたちなか市	○			○		30	4																		
茨城県	鹿嶋市	○			○		24	4																		基準額が減額となる世帯（主に母子・父子世帯）にも影響が出ないよう、平成30年10月以降も平成24年度の基準額を適用する。
茨城県	潮来市	○		○				○							○	既認定者は年度末まで対象とし、新規申請者については新基準で認定する。										
茨城県	守谷市	○			○		30	4																		
茨城県	常陸大宮市	○			○		25	4																		
茨城県	那珂市	○			○		26	4																		
茨城県	筑西市	○			○		30	4																		
茨城県	坂東市	○			○		30	5																		
茨城県	稲敷市	○			○		25	4																		
茨城県	かすみがうら市	○			○		24	12																		
茨城県	桜川市	○			○		30	4																		
茨城県	神栖市		○																							
茨城県	行方市	○			○		25	8																		
茨城県	鉾田市		○																							
茨城県	つくばみらい市	○			○		25	7																		
茨城県	小美玉市	○			○		30	4																		
茨城県	茨城町	○			○		30	4																		
茨城県	大洗町	○			○		29	12																		
茨城県	城里町	○			○		30	4																		
茨城県	東海村		○																							
茨城県	大子町		○																							
茨城県	美浦村	○			○		24	12																		
茨城県	阿見町	○			○		30	4																		
茨城県	河内町	○			○		24	12																		生活保護法に規定する保護基準に準じた教育委員会が定める額に1.2倍をかけたもの。教育委員会が定める額とは、生活扶助基準見直し前（平成24年度）の生活保護基準額。
茨城県	八千代町		○																							
茨城県	五霞町		○																							
茨城県	境町	○			○		25	8																		
茨城県	利根町		○																							